

期間延長 しました

令和3年 2/5 金 まで

岡山県新しい生活様式 実践事業者補助金

新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」を普及させるため、
頑張る県内事業者の皆さまの取り組みを支援します。

対象経費

業種ごとのガイドラインに沿った感染症拡大防止対策の取組に要する経費のうち、
令和2年4月1日～令和3年1月31日までに支払い及び納品が完了しているもの

例 マスク、消毒液、非接触式検温計等の衛生用品の購入費、ソーシャルディスタンスを確保するための客席の間仕切り設置費、
オフィス内の事務机へのアクリルボードの設置費 etc.

多くの方に満足していただいています



対象外

- ・感染防止対策に関係がないもの
- ・汎用性が高く、目的外で使用可能なもの
例 車両、バイク、自転車、スマートフォン、タブレット、パソコン、テレビ、液晶モニター、感染予防用設備を自作する際の工具(材料費は対象となります)
- ・その他補助金の性質や趣旨、目的に照らして適当でないもの
例 食料品や食材等、人件費、交際費、飲食費等、経費支払いの振込手数料、安全祈願、お祝いにかかる費用、公租公課(消費税を含む)

補助額

補助率2/3(上限10万円) ※1事業者につき、1回限り

補助対象者

- ① 県内に事業所等を有する法人及び個人事業者
- ② 下記(1)から(5)に該当しない事業者
 - (1) 法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織もしくは団体
 - (5) 法人の役員等又は個人事業者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

| 対 象 | 対 象 外 |
|--|---|
| 会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) 個人事業者 | 風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」及び 当該営業に係る「接客業務受託営業」事業を行っている事業者 |
| 社会福祉法人 | 法人税法別表第一に規定する公共法人 |
| 医療法人 | |
| NPO法人 | 政治団体 |
| 公益・一般社団(財団)法人 | |
| 学校法人 | 宗教上の組織もしくは団体 |
| 農事組合法人・個人農業者・農協・漁協・森林組合 | |
| 士業法人 | 法人の役員等又は個人事業者が暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有している事業者 |
| 事業協同組合・信用協同組合・企業組合・商工組合・商工組合連合会等 | |

申請方法

下記URL、右記二次元バーコードから申請書等の様式が
掲載されていますので、ダウンロードしてください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/674598.html>



郵 送 先

(申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。)

〒700-0831 岡山市北区京橋町 7-11 アンブシュール京橋202
岡山県新しい生活様式実践事業者補助金受付係



お問い合わせ

岡山県新しい生活様式実践事業者補助金受付係

TEL : 086-222-2022 (受付時間 9:00~17:00 (土日祝は除く))

Mail : newnormal@pref.okayama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口による対面受付は行いません。申請に関するお問い合わせは、電話やメールで対応させていただきます。